

平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

1 背景

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、都道府県及び市町村は毎年度、健全化判断比率等について監査委員の審査のうえ、議会に報告し、公表することが義務付けられました。比率には、早期健全化基準(黄信号)と財政再生基準(赤信号)の2段階の基準が設けられているため、財政が悪化し始めた段階(黄信号)から財政の健全化を促す仕組みとなっています。比率の公表については、平成19年度決算からが対象とされ、今回で4回目の公表となります。
- 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率を算定したところ、いずれも早期健全化基準等(黄信号)には該当しません。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
平成22年度	-	-	5.4	65.1	-
平成21年度	-	-	5.2	73.8	-
早期健全化基準 (経営健全化基準)	11.25	16.25	25	350	20
財政再生基準	20	35	35		

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「-」は赤字額が生じなかったことを示している。

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定。「-」は資金不足額が生じなかったことを示している。

■早期健全化基準

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力をはかるべき「財政健全化団体」と位置づけられます。この場合、財政悪化の分析を行い、健全化の方策を示す財政健全化計画を、議会の議決を経て策定・公表するとともに、その実施状況についての議会報告及び公表が義務付けられます。

■財政再生基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、著しく財政状況が悪化したため自主的な健全化を図ることは困難な「財政再生団体」と位置づけられます。この場合、財政悪化の原因分析を行い、再生のための計画を議会の議決を経て策定・公表し、実施状況についての議会報告及び公表が義務付けられます。また、この計画について総務大臣の同意を得られなければ、災害復旧事業等を除く地方債を起すことができません。さらに、実際の財政運営が計画に適合しない場合は総務大臣から予算の変更等の勧告を受けます。

■経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、経営健全化のための計画を議会の議決を経て策定・公表するとともに、実施状況の議会への報告・公表が義務付けられます。

3 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計区分

会計区分			適用範囲			
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公債管理				
		母子寡婦福祉資金貸付				
公園墓地						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険	資金不足比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率
			介護保険			
			後期高齢者医療			
			老人保健医療			
	公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用			
病院事業						
下水道事業						
非適用		(該当なし)				
組合等	神奈川県競輪組合		資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	神奈川県内広域水道企業団					
	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
その他	地方公社	土地開発公社	資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	第3セクター	(該当なし)				

4 健全化判断比率

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等、地方公共団体の中心的サービスを行う一般会計等の赤字の程度を示します。その他の会計も含め、一般会計等の全会計で歳入が歳出を上回っているため、赤字額は生じていません。

【算定値】 $-$ ％ *黒字比率=4.28％ (早期健全化基準 11.25％ 財政再生基準 20％)
(H21: $-$ ％ *黒字比率=3.78％)

実質赤字比率	$-$ ％	=	$\frac{\text{*黒字額 } 3,551,897 \text{ 千円}}{\text{一般会計等の実質赤字額}}$
*黒字比率	4.28％		$\frac{\text{標準財政規模}}{82,828,132 \text{ 千円}}$

② 連結実質赤字比率

一般会計等のほか、水道、下水道、病院事業といった料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など全ての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示しています。

上記①で述べた一般会計等のほか、公営企業会計等を含めた全会計においても、歳入が歳出を上回っているため、赤字額は生じていません。

【算定値】 $\frac{-}{-}$ *黒字比率=14.92% (早期健全化基準 16.25% 財政再生基準 35%)
(H21: $\frac{-}{-}$ *黒字比率=12.62%)

連結実質赤字比率 - % *黒字比率:14.92%	=	$\frac{\text{*黒字額 12,363,088千円}}{\text{連結実質赤字額}} \times \frac{\text{標準財政規模}}{82,828,132千円}$
-------------------------------------	---	---

③ 実質公債費比率

一般会計の元利償還金のほか、公営企業の元利償還金に充てられた一般会計からの繰出金、実質的には一般会計が負担する公債費と同じ性質の経費（準元利償還金）も含めて公債費負担の程度を示します。

今年度は前年度に比べて、0.2ポイント上昇しました。

これは、病院事業会計を除く全ての会計で、実際の元利償還金は減少しましたが、病院事業会計において、市民病院の指定管理者制度移行に伴い、前年度に比べて、決算規模(収益的収支における総費用)が減少したため、指標算出上の準元利償還金が増加したことによります。

【準元利償還金の算出式】

$$\text{元利償還金に対する繰出基準額} + \frac{\text{企業会計の実際の元利償還金等}}{\text{企業会計の決算規模}} \times \left(\text{収益的収支における一般会計からの繰出金} - \text{元利償還金に対する繰出基準額} \right)$$

【病院事業会計の準元利償還金の前年度比較】

$$(H21) \quad 73,289 + \frac{707,438}{10,856,043} \times (1,309,788 - 73,289) = 153,866 \text{千円}$$



$$(H22) \quad 77,301 + \frac{819,032}{1,721,355} \times (1,628,565 - 77,301) = 815,403 \text{千円}$$

【算定値】 5.4% (H21: 5.2%) (早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3ヵ年平均
実質公債費比率	4.8%	5.2%	6.2%	5.4%

実質公債費比率 6.2%	=	$\frac{15,836,995千円 - 11,362,545千円}{82,828,132千円 - 11,362,545千円} \times \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金-特定財源)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$
-----------------	---	---

④ 将来負担比率

公債費、準元利償還金、債務負担行為のほか、一部事務組合や土地開発公社等も含め、一般会計等が今後負担しなくてはならない本市負債の総額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。

企業債残高の減少(△約31.9億円)、土地開発公社依頼土地の処分等による債務負担行為額の減少(△約9億円)及び一般会計の地方債残高の減少(△約4億円)などにより、前年度に比べ8.7ポイント低下しました。

【算定値】 65.1% (H21: 73.8%) (早期健全化基準 350% 財政再生基準はない)

	242,279,902千円	-	195,724,152千円
将来負担比率 65.1%	= $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$		
	82,828,132千円	-	11,362,545千円

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を示します。

【算定値】

水道事業 下水道事業 病院事業	}	= <u>—%</u> (H21: —%) (経営健全化基準 20%)
-----------------------	---	-------------------------------------

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模(営業収益の額-受託工事収益の額)}}$
--------	---	---

※資金不足が生じていない場合は、資金不足比率をマイナスとしている。

- ・ 水道事業 建設改良工事に係る支出の減などにより、流動資産が増加(約3.2億円)し、流動負債が減少(△約5.4億円)したため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて8.26ポイント増加しています。

▲44.64%	=	$\frac{\text{▲} 4,597,058 \text{ 千円}}{10,297,500 \text{ 千円}}$
---------	---	---

(H21: ▲36.38%)

- ・ 下水道事業 建設改良工事に係る未払金の減により、流動負債が減少(△約3.5億円)し、また、建設改良工事に係る前払金の増により、流動資産が増加(約3.6億円)したため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて7.84ポイント増加しています。

▲16.88%	=	$\frac{\text{▲} 1,569,005 \text{ 千円}}{9,292,874 \text{ 千円}}$
---------	---	--

(H21: ▲9.04%)

- ・病院事業 市民病院の指定管理制度移行に伴い、平成21年度に退職手当債を約21.9億円発行したことで資金剰余額が0円となっており、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に引き続き0%となっています。

$$0\% = \frac{0 \text{ 千円}}{14,261,487 \text{ 千円}}$$

(H21: 0%)

【参考】 県内他都市の状況

県内他都市の健全化判断比率は以下の表のとおりです。
 実質赤字額、及び連結実質赤字額を生じた市はありませんでした。
 また、全ての市において、早期健全化基準(黄信号)を下回っています。

<平成22年度 県内各市健全化判断比率一覧>

(単位：千円、%)

団体名	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率		
	22年度 A	21年度 B	増減 (A-B)	22年度 C	21年度 D	増減 (C-D)	22年度 E	21年度 F	増減 (E-F)	22年度 G	21年度 H	増減 (G-H)
横浜市	—	—	—	—	—	—	18.0	19.1	▲ 1.1	234.4	255.2	▲ 20.8
川崎市	—	—	—	—	—	—	11.9	13.4	▲ 1.5	120.0	137.4	▲ 17.4
相模原市	—	—	—	—	—	—	4.3	4.7	▲ 0.4	30.1	36.6	▲ 6.5
横須賀市	—	—	—	—	—	—	5.4	5.2	0.2	65.1	73.8	▲ 8.7
平塚市	—	—	—	—	—	—	3.9	4.4	▲ 0.5	—	12.4	▲ 12.4
鎌倉市	—	—	—	—	—	—	1.7	2.7	▲ 1.0	48.4	44.1	4.3
藤沢市	—	—	—	—	—	—	6.3	6.9	▲ 0.6	35.6	38.1	▲ 2.5
小田原市	—	—	—	—	—	—	10.7	11.9	▲ 1.2	69.5	88.7	▲ 19.2
茅ヶ崎市	—	—	—	—	—	—	3.4	4.1	▲ 0.7	19.0	16.3	2.7
逗子市	—	—	—	—	—	—	4.8	4.4	0.4	73.9	76.7	▲ 2.8
三浦市	—	—	—	—	—	—	9.5	8.3	1.2	212.7	178.6	34.1
秦野市	—	—	—	—	—	—	6.2	6.6	▲ 0.4	63.3	74.3	▲ 11.0
厚木市	—	—	—	—	—	—	4.6	5.2	▲ 0.6	58.6	54.0	4.6
大和市	—	—	—	—	—	—	5.3	6.8	▲ 1.5	45.5	51.0	▲ 5.5
伊勢原市	—	—	—	—	—	—	5.7	5.9	▲ 0.2	123.9	101.4	22.5
海老名市	—	—	—	—	—	—	1.5	2.2	▲ 0.7	—	—	—
座間市	—	—	—	—	—	—	8.7	9.1	▲ 0.4	59.3	68.9	▲ 9.6
南足柄市	—	—	—	—	—	—	6.4	5.8	0.6	126.5	127.1	▲ 0.6
綾瀬市	—	—	—	—	—	—	13.0	12.1	0.9	91.3	97.7	▲ 6.4
県内平均 (政令指定 都市を除く)	—	—	—	—	—	—	6.1	6.4	▲ 0.3	68.3	68.9	▲ 0.6
県内平均	—	—	—	—	—	—	6.9	7.3	▲ 0.4	77.7	80.6	▲ 2.9